

## ケアプラン点検事業について

### ケアプラン点検事業の概要

ケアプラン点検事業は、指定居宅介護支援事業所にケアプランの提出をしていただき、厚生労働省が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」（平成20年7月18日付介護保険最新情報VOL.38）等に基づいて行います。

点検後は、事業所に対して結果を通知するとともに、減算対象等の法令違反や大幅な改善事項がある場合は面談により指導を行います。

### ケアプラン点検の目的

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なものとなっているかを検証・確認し、介護支援専門員に伝えることで「気づき」を促すとともに、健全なる給付の実施を支援するために行うものです。

### 実施件数

年度	全件数	事業所数	点検数
H24	111,278	6	26
H25	119,789	5	21
H26	128,035	5	25
H27	136,084	4	17
H28	144,142	4	15
H29	143,844	5	15

### 点検結果について

- ・アセスメントを行うことでどのようなニーズがあるかを明らかにしてケアプランを作成するが、ケアマネジャーの交代があってもアセスメントの内容が同じように見受けられる。視点の違いによりアセスメントの内容にも差異ができ、ニーズについても見直されることもあると考える。
- ・本人及び家族の意見や課題の抽出が不足しているものがある。
- ・ニーズの内容がサービスを利用することを目的とした内容となっているものがある。
- ・「長期目標」、「短期目標」の設定について記載要領等で再確認し、適切かつ具体的な内容を記載する必要がある。
- ・サービス担当者会議にサービス担当者が出席できない場合、照会等により意見を求めることとなっているが、照会内容が分からないものがある。
- ・サービス担当者会議を開催する前に本プランに署名、捺印がされているものがある。
- ・支援経過にケアマネジャーが交代した記録が無いものがある等、記載もれがある。
- ・ケアプラン作成に関する基本的な理解が足りない。（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条の再確認が必要である。）
- ・アセスメントからサービス利用、モニタリング、評価、計画の変更などの流れを第三者が見ても分かりやすいよう整理し記録するよう心がける必要がある。
- ・課題整理総括表で情報の収集、分析を行い根拠のあるケアプランを作成する必要がある。

## 参考

- ・ケアプラン点検支援マニュアルの概要（介護保険最新情報 Vol.38）
- ・課題整理総括表・評価表の活用の手引き（介護保険最新情報 Vol.379）